

広報習志野

< 5月15日号 >

習志野市空家等対策計画を策定しました 問合せ 防犯安全課

本市では市民の生命、身体および財産を保護し、安全で安心して暮らすことのできる生活環境を確保するため、平成27年5月に完全施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等問題に対する基本的な取り組みの方向性や具体的な施策を示すものとして、「習志野市空家等対策計画」を策定しました。

計画期間 平成29年度～平成33年度(5年間)

空家等対策の基本方針

- ① 良好な環境で快適に暮らせるまちを実現するため
「発生抑制・適正管理」を促進します
- ② 利活用による活気のあるまちを実現するため
「利活用」を促進します
- ③ 安全・安心に暮らせるまちを実現するため
「特定空家等の問題解決」を促進します

詳しくは情報公開コーナー(市役所新庁舎 GF)、市ホームページでご覧になれます。 [習志野市 空家等対策計画](#) [検索](#)

< 6月15日号 >

空き家を所有している皆さんへ 問合せ 防犯安全課

空き家の適正管理をお願いします

空き家は所有者の財産であり、適正管理は所有者の責務です。これから夏にかけては、特に樹木や雑草が繁茂する時期です。適正な管理がされずに放置されるとさまざまな問題が発生し、近隣住民の安全・安心を脅かすことになります。

防犯上の問題 不法侵入、不法滞在、放火による火災が発生する	防災上の問題 建物が傷み、外壁の脱落、屋根瓦、雨樋が落下する	→ 近隣住民は… 管理がされていない空き家を見つけたら ▶防犯安全課へ連絡!
衛生上の問題 不法投棄、雑草の繁茂、害虫が発生する	景観上の問題 外壁などの損傷により、景観が悪化する	

解決策① 定期的に管理をする

自 治 体 の 管 理 責 任 者 の 一 人 一 人	内部	通風・換気	すべての窓・収納扉の開放、換気扇の運転	1か月に1回程度行いましょう
		室内清掃	室内の簡単な清掃	
	外部	郵便物整理	ポスト等に入っている郵便物の整理	近隣に迷惑にならないよう 念入りに行いましょう
		草取り・庭木の剪定	草取り、越境している枝などの剪定、消毒	
	点検	雨漏り	すべての部屋に雨漏りがないか確認	大雨や台風、地震のあとは 必ず行いましょう
		建物の傷み	建物に傷んでいるところがないか確認	

解決策② 売却・取り壊し・賃貸を検討する

管理できない空き家は、売却や取り壊し、賃貸についてもお検討ください。建物は、使用していない時間が長いほど建物の老朽化が進み資産価値が下がります。その前に不動産業者などへご相談ください。